

ちょうせい



特別寄稿

公害調停のすすめ（その2）
—全体構想の一環として—

特集

環境騒音の測定・評価について

寄稿

ウェブ会議を活用した調停期日顛末記

ネットワーク

がんばっています

公害苦情処理を通して感じること
苦情対応から学んだこと

[福井県越前市]

[鳥取県鳥取市]



山陰海岸ジオパーク「鳥取砂丘」
(写真提供：鳥取県鳥取市)



山陰海岸ジオパーク「白兔海岸」
(写真提供：鳥取県鳥取市)

Contents

2 特別寄稿

公害調停のすすめ(その2) —全体構想の一環として—

弁護士(元公害等調整委員会委員) つづき まさのり
都築 政則

7 特集

環境騒音の測定・評価について

神奈川県環境科学センター調査研究部主任研究員 よこしま しげのり
横島 潤紀

17 寄稿

ウェブ会議を活用した調停期日顛末記

公害等調整委員会委員 わかう としひこ
若生 俊彦

21 公害紛争処理制度の国民利用を促進するために

公害等調整委員会事務局



伝統工芸品「越前和紙」
(写真提供：福井県越前市)



越前市ご当地3大グルメ「越前おろしそば」
(写真提供：福井県越前市)

<ネットワーク>

23 がんばっています

公害苦情処理を通して感じること

福井県越前市環境農林部環境政策課主事

すずき まさき
鈴木 正樹

苦情対応から学んだこと

鳥取県鳥取市市民生活部環境局環境保全課主事

こいずみ こうき
小泉 広輝

28 公害等調整委員会の動き(令和7年7月～9月)

公害等調整委員会事務局 ※

32 都道府県公害審査会の動き(令和7年5月～9月)

公害等調整委員会事務局 ※

・「※」印の記事は転載自由です。

表紙の写真「秋の風物詩「たけふ菊人形」」 <関連：23 ページ> (写真提供：福井県越前市)

「たけふ菊人形」は全国最大規模の菊の祭典として、毎年県内外から多くの来場者が集まります。今年は市制20周年記念と合わせ、童話をベースにした4場面11体の菊人形が展示され、お祝い感のある世界を表現しました。

菊人形や菊花の展示のほかにも OSK 日本歌劇団による「たけふレビュー」、メリーゴーランドやモノレールなどの大型遊具の運行、越前市のグルメが味わえるフードコート、お土産が揃っているきくりん市場など様々なイベントが開催されました。

公害調停のすすめ（その2）

－全体構想の一環として－

弁護士 都築 政則

（元公害等調整委員会委員）

1. はじめに－今後3回にわたって公害調停のすすめを解説

令和6年8月号に「公害調停のすすめ」¹と題する寄稿をさせていただきました。市区町村の苦情相談で処理できなかった事案について、市区町村担当者や都道府県公害審査会（以下「審査会」という。）担当者が、審査会への調停申請を積極的に促すことを期待する内容となっている。公害等調整委員会（以下「公調委」という。）が発足50周年を契機として始めたいいわゆる全体構想に基づく改革の一助として寄稿したものである。全体構想とは、解決すべき公害紛争が解決されずに放置されることがないように、公害紛争処理に携わる市区町村、審査会、公調委の三者がそれぞれの機能を発揮しつつ全体として公害紛争処理を進めるというものである。特に、市区町村に寄せられる公害苦情相談の件数が

膨大になっている割には審査会への調停申立件数が少なすぎるのではないかというのが前回の寄稿の前提となる問題意識である。公調委が進める全体構想に基づく取組みは、徐々にではあるが功を奏しつつある。例えば、審査会がその強みと特色を活かし、騒音の測定結果を踏まえた合理的な調停案の受諾勧告を行って調停を成立させるなどする例が報告されており、調停成立率が上がってきている。公害紛争処理機関としての強みと特色を活かした調停運営が根付きつつあるように思われる。今回は、この動きを更に進めるための一助として、3回に分けて、公害調停のすすめ（その2）から同（その4）と題して、前回（その1）で述べたところを敷衍して解説していきたいと考えている。



¹ 機関誌「ちょうせい」第118号（令和6年8月）に掲載した『公害調停のすすめ－規制基準と調停の関係について－』を指し、公害調停のすすめ（その1）のこと

2 公害紛争処理としての調停の強みと特色

(1) 公害紛争処理法に規定された公害調停の手段

公害紛争処理法（以下「法」という。）では、調停委員会は、必要があると認めるときは、当事者から調停に係る事件に関係のある文書や物件の提出を求め、当事者の占有する工場、事業場その他事件に関係のある場所に立ち入って、事件に関係のある文書又は物件を検査することができることとされ、その立入検査について専門委員をして補助させることができるとされている（法 33 条）。また、調停委員会は、当事者間に合意が成立することが困難であると認める場合において、相当であると認めるときは、一切の事情を考慮して調停案を作成し、当事者に対し、30 日以上の期間を定めて、その受諾を勧告することができる。当事者がその期間内に受諾しない旨の申出をしなかったときは、当該当事者間に調停案と同一の内容の合意が成立したものとみなされる（法 34 条）。調停委員会は、受諾勧告をした場合において、相当と認めるときは、理由を付して、当該調停案を公表することができる（法 34 条の 2）。これらの規定は、環境基本法に定める公害において、騒音、振動、悪臭等が相当範囲に及んで、健康や生活環境に係る被害が生ずることを前提としているため（同法 2 条 3 項）、公害紛争に関する調停も、単に当事者間の私的紛争の解決にとどまらない影響のあることを考慮し、公害紛争処理機関が積極的に解決案を見出して提示していくことを期待した規定であると解される。裁判所における調停について定める民事調停法にも似た規定はあるものの（同法 12 条の 7、17 条）、多種多様な事案を取り扱う裁判所の調停に比較して、審査会における調停は、より専門的で柔軟な解決策を見出すことが可能である。しか

も、調停成立後も、審査会は、その調停内容が履行されるよう義務履行勧告を行うことができる（43 条の 2）。すなわち、調停成立後も、審査会は、引き続き調停条項で定められた義務が遵守されるよう監視し、必要なら義務履行勧告を行うなどしてフォローアップを続けることができる。この点は、裁判所における調停では、調停成立後は当事者が執行機関に申し立てて強制執行という方法で実現するしかないが、公害紛争処理機関における調停では、調停成立に関わった公害紛争処理機関が引き続き調停内容の実現に向けて関与していくのであり、執行力はないものの、より簡易で柔軟な実現方法を可能としている。

(2) 行政の実践としての手段

審査会が調停運営のために使える手段としては、このような明文規定に基づくものに限らない。審査会は、同じ都道府県内の例えば大気汚染防止法や水質汚濁防止法上の権限を有する環境部局や規制部局と連携し、測定等を行って対策を検討したり、調停成立後のフォローアップをしたりすることができる。また、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法等の規制権限を有する市区町村に協力を求め、現地に赴く際に同行を求めて測定を行ったり、調停条項に、関係市区町村の行う行政指導等に従うといった内容を盛り込んだりすることも可能である（公調委においても、関係市区町村に調停条項を知らせることを両当事者が了解した上で、今後、被申請人は市区町村から行政指導のあった場合にはこれに従う旨の条項を設けたことがある。）。これらは、明文はないものの、行政の実践としての手段ということができよう。

以上のとおり、審査会における調停委員会は、

調停成立に向け、環境部局や規制部局及び市区町村と連携し、現地に赴いて測定等を行うなどして現状を把握し、調停委員自身が有する専門的知見や、専門委員又は環境部局や規制部局の有する知見を活用し、合理的な解決策を見出し、これを腹案として持ちつつ、調停成立に向けて調整し、どうしても合意が見込めない場合でも、調停委員会の見解を受諾勧告という形で示すことができるという強みと特色を有することができる。

なお、各規制法の指定地域ではなく、若しくは特定施設を有さない場合、又は測定を行って規制基準を下回った場合には、調停成立に向けての説得ができないから測定結果は意味がないとの見解が根強くある。しかし、規制法による改善勧告等の措置が可能かという問題と、調停による解決策がどのようにあるべきかという問題とは別の問題であって、測定結果を得ることに意味がないなどとはいえない。この点は、前回の寄稿で述べたが、引き続き今後も説明していく予定である。

(3) 審査会における調停の強みと特色についての共通認識の欠如

審査会における調停委員会が、以上に述べた強みと特色を活かすなら、調停が成立する可能性は高くなっていくはずである。

ところが、審査会の調停が有するこのような強みと特色は、これまで審査会の内部でさえ、会長、委員ないし委員候補者と事務局との間で共通の認識が形成されてこなかったように思われる。

例えば、審査会の事務局の行う調停受付相談では、相談者に対し、「調停とは、当事者が互譲による合意に達するための話合いの場を提供するものです。申請書には、調停委員が理解で

きるように被害の実態や相手方の対応、希望する調停の内容を記載し、それを裏付ける証拠を提出してください。合意に達する見込みがない場合には、調停が打切りとなる場合もあります。」との説明がされるとのことである。

市区町村に対する苦情相談により解決せず、審査会を訪れた相談者がこの説明を聞いたらどう思うであろうか。それまで市区町村に相談しても解決しなかったという経緯からすると、騒音等の発生源と考えている相手方との間で話合いをしてみても、調停委員会が当事者任せで、合理的な解決案を提示するなどの積極的な関与をしないなら、合意に達するのは無理だと感じる人がほとんどではないだろうか。加えて、調停申立費用、期日への出頭の手間と費用、証拠収集の困難性や手間と費用を考慮すると、審査会の調停をやってみる価値があるとは思えないのが普通ではないだろうか。上記のような説明しかなしない審査会では、年間に2,000件を超える公害苦情相談を県内の市町村で受けながら、過去3年間で1件しか調停申請がなかったという県もある。これでは審査会の調停が機能しているとはいえない。確かに、市区町村の苦情処理で解決する例は多く、8割がいわゆる直接処理される。しかし、市区町村の苦情処理で解決できずに困って審査会に調停相談を訪れる件数はそれなりにあるはずである。上記の



県では調停相談の件数が把握されていなかったが、苦情相談件数が4分の1以下の年間約500件であったある県では昨年5件の調停相談があったという。また、苦情相談の件数が半分以下の年間約1,000件でありながら、過去3年間で8件の調停申請を受けた県もある。年間に2,000件以上の苦情相談がありながら、過去3年間で1件しか調停申請を受けていない県では、調停に関する上記のような説明で、調停申請を事実上思いとどまらせている結果となっているのではないかが懸念される。

審査会の現状では、事務局担当者は他の部局との兼務であることも多い上、短いサイクルで異動するため、審査会における調停の強みと特色といった点について十分に認識していないこともある。あるいは、認識を有していても、その点の説明をすることによって調停申請に誘導した場合、実際には強みと特色を活かした調停運営が行われず、調停成立の見込みがなく打ち切りとなった場合に、申請者から調停申立費用や、期日への出頭の手間や費用が無断になったとして責任を問われることを恐れている。

他方で、審査会の会長、委員ないしこれらの候補者も、審査会における調停が有する強みと特色について十分に認識せず、調停一般についての知識に基づき、当事者による互譲の場であるとの理解の下、せいぜい期日を重ねて「ねばり強く互譲の余地を探る」ことが調停の運営方法であると理解している場合がある。これでは、事務局担当者において、調停の受付相談で審査会における調停が有する強みと特色を説明することができないのはやむを得ない。

審査会内部で、審査会における調停の強みと特色についての共通認識が欠如していることが問題であると解される。

(4) 改善の方向性—共通認識の形成とその実践

上記の過去3年で8件の調停申請を受けた県では、審査会において調停相談を受ける担当者は、調停に関する説明において、互譲による話し合いをするとの説明に加え、「当事者だけというわけではなく、県と委員会も関わっていきますよ。」という説明をしているとのことである。このような説明が加わるだけでも、相談者の気持は大きく申請してみようという方向に動くように思われる。

もちろん、問題は、調停相談担当者の表面的な説明ぶりだけによって解決されるものではない。担当者の説明は、当該審査会における調停運営が反映されるものだからである。すなわち、実際、その県では、調停委員会において、強みと特色を活かした調停運営が実践され、受諾勧告の試みも行われ、調停成立の実績を挙げているのであり、だからこそ、調停相談を受ける事務局担当者においても上記のような説明を行うことが可能となるのである。

申請人において、調停申請は、それを行うことによって被申請人の言い分を聞けるし、測定等の調査結果を得ることもできる。さらには、調停委員会が強みと特色を活かして合理的な解決策を示し、場合によっては、受諾勧告という形で見解を示すなら、たとえ調停が成立しなかったとしても、中立公平な専門機関の見解を得たという成果が残ることになる。以上のようなプロセスを経ることで、自分の言い分の弱点を知って考え直したり、それを踏まえて態勢を整え訴訟での解決に至ったりするということもある。特に、調停委員会の示した上記の見解は、その後の訴訟等の別の紛争解決手段の場面においても通用し役立つ可能性が十分にある。したがって、調停が不成立に終わったとしても、

調停申請に誘導した担当者の責任が問われる
いわれはないはずである。

このように、会長や委員と事務局担当者との
間で、審査会における調停の強みと特色に関す
る認識が共有できるなら、審査会の調停相談の
内容が、より積極的に調停申請を受け入れる方
向に転じ、現状は改善されると考えられる。

そして、そのような認識の共有を図るため
には、審査会の内部において、審査会における調
停の強みと特色について、会長、委員ないしそ
れらの候補者と事務局との間で協議する場が
設けられることが必要である。多くの審査会
では、調停申請が受け付けられた場合には、調停
の運営方針をめぐって、事務局と会長、委員と
事務局との間で、協議がされるとのことである。
このような場で、会長、委員が、審査会におけ
る調停の強みと特色を活かす調停運営を実践
する方針を示し、それを事務局も認識するこ
とが必要である。

更に進んで、
今後は、調停の
受付相談の段階
でも、事務局担
当者と会長、委
員ないし候補者
との間で、調停
についてどのよ
うに説明し、調



ウェブ会議（イメージ）

停申請を促すべきかについて協議をする態勢
を採ることが望ましい。このような態勢を採っ
ている審査会は未だ存在しないようであるが、
ウェブ会議の利用などによって、事務局と会長、
委員ないし候補者との間の連絡が密になっ
ていけば、調停の受付相談の段階で、調停運営
についてどのように説明し、調停申請を促してよ
いかにしての方針を定めることができ、受付
担当者は自信を持って対応することが可能と
なるものと期待できる。

【参考】

本記事内で紹介している過去の機関誌「ちょうせい」の記事及び公害苦情相談件数については、
以下の URL をご参照ください。

○機関誌「ちょうせい」第 118 号（令和 6 年 8 月）

公害調停のすすめ — 規制基準と調停の関係について —

https://www.soumu.go.jp/main_content/000965907.pdf

※当該記事が『公害調停のすすめ（その1）』



○公害苦情調査

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/main.html>



環境騒音の測定・評価について

神奈川県環境科学センター調査研究部主任研究員 よこしま 横島 しげのり 潤紀

(公害苦情相談アドバイザー)

1 JISにおける環境騒音の測定・評価

日本国内における環境騒音の測定方法に関する規格として、JIS Z 8731:騒音レベル測定方法が1957年に制定されました。その内容は、騒音計を用いて一般環境および作業環境における騒音の測定方法を規定したものです。一般の環境における騒音の評価尺度としては、騒音レベルの中央値が採用されました。

1983年には、等価騒音レベルが環境騒音の評価尺度として国際的に採用されるようになったことを踏まえ、規格は改正されました。その中で、ISO 1996-1:1982を対応国際規格とし、主要な評価量として等価騒音レベルが規定されました。

1999年には、等価騒音レベルが主要な評価尺度として日本でも採用されてきたこともあり、2回目の改正が行われました。ISO規格に可能な限り整合させることで、規格の国際整合化を図るとともに、その題名も「環境騒音の表示・測定方法」に改正されました。

その後、前回の改正から20年が経過し、内容の見直しや確認、この期間に公表された各種の騒音測定マニュアルなどにおいて採用されている騒音評価量の追加など、規格改正の必要性が生じてきました。これに先立ち、対応国際

規格であるISO 1996-1及びISO 1996-2が、それぞれ2016年、2017年に改正されました。しかしこれらのISO規格の内容は、改正前に比べて大幅に変更されており、日本の一般的な騒音測定方法とは異なる点が多々見られました。そのため、ISO規格をそのまま整合化させることは、日本国内における環境騒音の測定の実務に大きな支障をきたす恐れが生じていました。このような状況を踏まえて、国際整合化の上で、必要な騒音表示量、その記号などの基本的な事項だけを規定することにして、2019年に改正されました。以後本稿では、2019年に改正された「JIS Z 8731:2019 環境騒音の表示・測定方法」を、単にJIS Z 8731と記します。



神奈川県環境科学センター

2 環境基準における測定・評価

環境基準は、環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）第16条の規定に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準です。大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ定められています。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」で、行政上の政策目標です。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていくものになります。

騒音分野の環境基準としては、以下が告示されています。

- ① 騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環境庁告示第64号）
- ② 航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）
- ③ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）

環境省は、環境基準の対象となっている騒音の実態を適切に把握・評価することを目的に、それぞれの騒音に係る測定・評価マニュアルを公表しています。具体的には、①から③それぞれに対応したものとして、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成27年10月）、「航空機騒音測定・評価マニュアル」（令和2年3月）及び「新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル」（令和7年6月）があります。いずれのマニュアルでも、測定・評価に関する技術的な視点も含めた改正が実施されており、最新の技術情報が提供されています。

3 騒音規制法における測定・評価

騒音規制法（昭和43年法律第98号）の目的は、工場・事業場における事業活動及び建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めることなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することです。同法では、主に、1）特定工場等、2）特定建設作業、3）自動車騒音を規制しております。そして同法第21条の2において、「市町村長は、指定地域について、騒音の大きさを測定するものとする。」ことが規定されています。そのため、市区町村の環境部局の担当者は、特定工場等及び特定建設作業に関する騒音規制について、それぞれの大きさと規制基準との対比、また自動車騒音の大きさと要請限度との対比を求められる場面が多々あると思います。

特定工場等に係る規制及びその測定・評価方法については、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号）で規定されています。特定工場等に係る規制は、個々の特定施設から発生する騒音だけではなく、特定施設以外の施設や作業も含めたすべての騒音を対象としています。特定建設作業に係る規制及びその測定・評価方法については、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準」（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）で規定されています。特定建設作業に係る規制は、特定工場等とは異なり、特定建設作業以外の作業から発生する騒音は対象外としています。

特定工場等及び特定建設作業に関する騒音の測定・評価に関してですが、昭和43（1968）年の告示から、基本事項は変更されてはいませ



筆者（横島アドバイザー）

ん。例えば、いずれの告示においても、備考の3には、「騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格（現在は日本産業規格）

Z 8731 に定める騒音レベル測

定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。」と記載されています。しかし、このJISは1983年版を指していますので、現状では、告示の測定・評価を補完するものとして十分とはいえません。

さらに、いずれの告示についても制定から50年以上が経過し、測定機器や解析手段等の高速化、デジタル化等により関連技術は大幅に向上しています。告示された当時は、5秒間隔、100個の騒音レベルを読み取り、測定時間における5パーセント時間率騒音レベルなどで評価している事例が多かったと思います。その一方、近年の騒音計では、記憶媒体の容量に依存しますが、サンプリング間隔を0.1秒、測定時間を24時間以上として、騒音レベルを連続で測定かつ記録することが可能です。しかし、このようにして得られた多量のデータを用いた評価に関しては、上記の告示で示されている情報だけでは不十分ではないでしょうか。

一方、自動車騒音に係る限度及びその測定・評価については、「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年総理府令第15号)に規定されています。この省令は、騒音の評価手法が、騒音レベルの中央値から等価騒音レベルへ変更されたことに伴い公布されたも

のです。関連して、「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令の改正について(技術的助言)」(平成12年07月17日環大一102号)にも、自動車騒音を測定する上で、参考及び留意する点が示されています。自動車騒音に係る要請限度は排出規準、自動車騒音に係る面的評価は曝露規準であることから、両者における測定・評価には共通する面が多いです。そのことから、技術的助言に記載されていない事項に関して、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル(道路に面する地域編)」を参考にすることは有効であると筆者は考えています。

以上、騒音規制法における測定・評価を概観しましたが、特定工場等及び特定建設作業に関しては、環境基準における測定・評価マニュアルのように、測定者が参照できる公的な技術資料は存在していません。話は変わりますが、筆者の所属する神奈川県環境科学センターは、主に市町村環境部局に対して、騒音などに係る苦情対応における測定・評価の技術支援を実施しています[1]。この業務を通して筆者が問題として捉えていたことの一つに、条例で規制している騒音も含め、工場・事業場及び建設作業から発生する騒音を対象とした測定・評価方法について、技術的見地からは適切といえない手順や処理を行っていることです。同様に、環境騒音に係る測定・評価の原則が記載されているJIS Z 8731に関しても、基本的事項に対する認識が不十分であることを感じており、同じく測定・評価上の問題と捉えていました。

これらの問題を解決するためには、マニュアルの作成が最善の方策ではないかと思いますが、筆者一人では限界があります。そこで、JIS Z 8731も含め、測定・評価を実施する上で、技術的な視点での注意点や留意点を整理し、広く

周知することも、有効な方策の一つでしょう。そのことにより、測定・評価に対する理解を一層深めることができると思います。

4 騒音測定・評価の注意点及び問題点

本章では、JIS 規格で定義されている用語の解説とともに、騒音規制法及び条例に係る環境騒音の測定・評価を行う上での注意点や留意点について概説します。

4.1 騒音レベル

騒音レベルは、A 特性を掛けて測定した音圧の実効値の 2 乗を、基準の音圧の 2 乗で除した値の常用対数の 10 倍で表されます。ここで、A 特性は、人間の聴覚を近似的に模した周波数特性です。騒音レベルの量記号は dB ですが、時折、dBA や dB(A) の表記を見かけます。このような表記は、騒音レベルを音圧レベルと区別するために便宜的に用いていると思いますが、dB だけで問題ありません。また、騒音レベルの呼称について、ISO 1996 での定義“A-weighted sound pressure level”に従い、「A 特性音圧レベル」ともいいます。

4.2 等価騒音レベル

等価騒音レベルは、ある時間 T ($t_1 \sim t_2$) について、変動する騒音の騒音レベルをエネルギー的な平均値として表した量で、時間平均騒音レベルともいいます。等価騒音レベルの量記号は dB となります。等価騒音レベルは、騒音分野の環境基準の評価指標として、自動車騒音に係る限度及び騒音に係る環境基準で採用されています。しかし、特定工場等及び特定建設作業に関する騒音の評価指標としては、後述のとおり、時間変動特性別に 4 パターンの方法が示されて

いますが、いずれも等価騒音レベルとは異なるものです。そのため、等価騒音レベルで変動騒音を評価することは、例えば他の音源との比較ということで参考評価であれば問題ありませんが、規制基準と対比することは適切ではありません。

4.3 環境騒音の分類

環境騒音の状況は一般に極めて複雑ですが、JIS Z 8731 ではその構成要素に着目して、「総合騒音」、「特定騒音」、「残留騒音」、及び「背景騒音」の 4 分類が明記されています。

総合騒音とは、着目している場所で観測される全ての騒音のことです。そのうち、騒音源が音響的に特定できる騒音が特定騒音となります。一方、残留騒音は、総合騒音から全ての特定騒音を取り除いた騒音のことになります。背景騒音は、ある一つの特定騒音に着目した場合、それ以外の全ての騒音のことです。なお、以前の規格では、特定騒音の備考として暗騒音が記載されていましたが、今回の改正では背景騒音を用語として定義し、暗騒音を注記としています。今後は、用語としては、背景騒音を用いるように留意してください。



神奈川県環境科学センター（館内）

ここで、上記の用語について、[図](#)を参照しながら説明します。例えば、工場に設置されてい

る施設 A、B 及び C から発生する騒音（特定騒音 A、B 及び C）の測定において、これらの施設以外の騒音は明確に特定できない（定常的な騒音レベルが非常に低い）場合を想定します（図左）。施設からの騒音はいずれも特定騒音であり、その他の騒音は定常的な残留騒音となります。また、残留騒音は背景騒音の一部を構成するので、この場合には背景騒音は残留騒音と同じとなります。続いて、施設 A から発生する騒音（特定騒音 A）の測定において、測定対象以外の施設 B からの騒音（特定騒音 B）及び鳥の鳴き声（特定騒音 C）も特定できる場合を想定します（図右）。この場合、残留騒音は、特定騒音 A～C 以外の騒音、すなわち明確に特定できない騒音となります。背景騒音は、特定騒音 B、特定騒音 C 及び残留騒音となります。

用語として、残留騒音を背景騒音と混同していることが多々あります。残留騒音の概念はも

ろん、用語そのものが、環境騒音の測定実務者に浸透していないことも一因でしょう。対象騒音の測定においては、背景騒音は除外する、又は背景騒音の影響が少ないと思われる地点又は時間帯を選定することが原則です。ただし、残留騒音は、地域に固有の騒音であることも多いので、残留騒音も含めて対象騒音を測定することになります。また、残留騒音を除外して測定することは基本的にはできません。

最後に、特定施設から発生する間欠騒音を予測するにあたり、実環境を考慮して、その予測値の算出にあたり、当該地点での残留騒音の大きさ（例えば $L_{A95,F,10min}$ ）を加えることがあります。しかし、時折、対象騒音や背景騒音を含む騒音の大きさ（例えば $L_{A50,F,10min}$ ）を用いている事例を見かけます。先ほど述べたように、地域に固有の騒音を加えることが目的ですので、残留騒音に対する理解を深めてください。

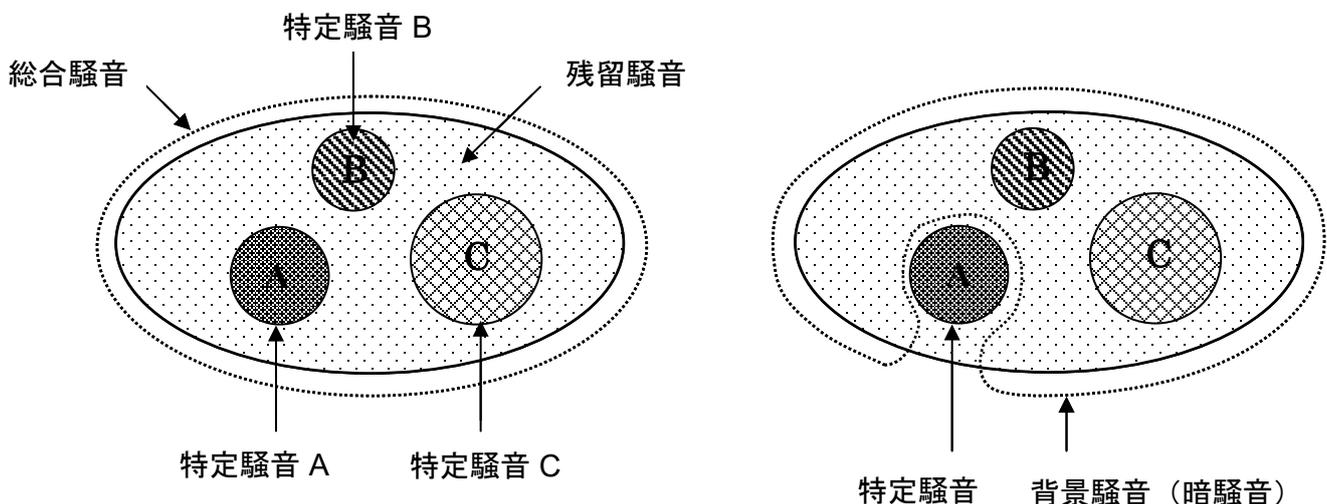


図 環境騒音（総合騒音、特定騒音、背景騒音及び残留騒音）の構成

※JIS Z 8731：環境騒音の表示・測定方法（2019）から引用

4.4 マイクロホンの位置

騒音規制法及び多くの条例は、排出基準の観点から規制を行っています。そのため、騒音規制法における測定地点は、特定工場等において発生する騒音に関しては、特定工場等の敷地の境界線上となっています。特定建設作業に伴い発生する騒音に関しては、特定建設作業の場所の敷地の境界線上となっています。

マイクロホンの高さに関して、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準」いずれの告示でも規定されてはおりません。一方、JIS改規格では、屋外の測定について、「測定点の高さは、目的に応じて個々に設定するものとするが、特に指定がない限り、地上1.2 m～1.5 m とする。」ことが規定されています。

しかし、騒音発生源の地上からの高さが、建物高さで2階以上に相当する場合には、注意が必要になります。例えば、4階建ての集合住宅の屋上に設置されている施設（空気圧縮機）からの騒音に対して、隣接する集合住宅の5階の居住者が、苦情を申し立てている場合を想定します。ここで、発生源4階屋上と受音側5階は、ほぼ同じ高さにあるとします。騒音規制法又は条例における規制基準と対比する場合、マイクロホンは、発生源の敷地境界線上で、地上から高さ1.2 m～1.5 m の位置ではなく、発生源の敷地境界線上で、4階屋上から高さ1.2 m～1.5 m の位置に設置することが望ましいです。このように、発生源、受音側いずれでも、地上からの高さを考慮する必要がある場合には、それぞれの状況に応じて、マイクロホンの高さを設定してください。もちろん、物理的にマイクロホンを設置することが難しい場合もあります。その場合には、代替点での測定、当該点での推計

などにより、騒音の発生状況を把握することで問題はありません。

また、敷地境界上に防音塀が設置されている場合ですが、発生源と受音側の位置状況を踏まえて、マイクロホンの設置位置を決めることとなります。原則は、防音塀の遮音効果を含めて評価することとなりますので、防音塀の背後で地上高さ1.2 mまたは1.5 m の位置となります。ただし、前述のとおり、発生源または受音側が防音塀よりも高い位置にある場合には、伝搬経路上における防音塀の遮音効果は小さくなるので、必要に応じて、防音塀の上部にマイクロホンを設置することも検討してください。

4.5 反射音の影響について

JIS Z 8731 では、屋外での測定において、「反射の影響を無視できる程度に小さくすることが必要な場合には、可能な限り、地面以外の反射物から3.5 m 以上離れた位置で測定する。」ことが規定されています。しかし、住宅が密集している状況では、この条件を確保することは難しくなります。

ここで、特定工場等から発生する騒音を対象とした測定で、敷地境界を接する住宅の居住者が苦情を申し立てている場合を想定してください。具体的な状況としては、敷地境界から住宅外壁までの距離が1 m とすると、この敷地境界上でのマイクロホンを設置すると、住宅外壁による反射音の影響は避けられません。そのため、当該測定点の設定が適切なのか、非常に難しいところです。このような場合ですが、筆者は、反射音の影響については「騒音に係る環境基準の評価マニュアル（道路に面する地域編）」を参考に、当該位置で測定を行うことを勧めています。同マニュアルには、「反射の影響が無視できないような位置でやむを得ず測定を

行う場合には、実測値を補正するなど適切な措置を行う。」ことが規定されています。具体的には、測定地点が建物の外壁面の直前1 m～2 mの位置にある場合は、当該建物による反射音補正值は-2 dBと示されています。補正により大凡の測定結果を確認することが可能となり、規制基準を達成しているのか、それとも超過しているのか、その判断材料の一つとして十分に活用できると思います。

4.6 騒音レベルの時間変動特性

特定工場等から発生する騒音及び特定建設作業に伴い発生する騒音の大きさの決定について、時間変動特性別に、以下の4パターンの方法が示されています。

① 定常騒音

騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

② 最大値が一定の間欠騒音

騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

③ 不規則かつ大幅に変動する騒音

騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。

④ 最大値が一定でない間欠騒音

騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

しかし、実際に測定している騒音が、いずれのパターンに該当するものなのか、明確に区分できないことが多々あります。例えば、①について、変動幅が何 dB であれば定常騒音として

評価できるのでしょうか。また、③と④の区分については、測定により得られた騒音レベルの時間変動データが変動騒音なのか、それとも最大値が一定でない間欠騒音なのか、明確でないことは往々にしてよくあることです。さらに、②と④の区分についても、指示値の最大値の変動幅が何 dB を境として判断としているのでしょうか。筆者も含め、それぞれの測定実務者の経験等に基づいた判断に委ねられているものと思います。どの時間変動特性を当てはめるかにより、得られる測定結果は異なりますので、規制基準ぎりぎりの数値が得られる場合には、非常に悩ましい問題です。このような判断は、測定の目的、立場、背景騒音の状況、対象の特定騒音の継続性、騒音レベルの分布なども加味して決められるもので、何らかの基準はありません。やはり、現場を担当する測定実務者が、どのような基準を持って測定データの変動を判断したのか、論理的に説明できることが重要であると考えます。

最後に、工場・事業所に設置されている複数の施設それぞれから、騒音が発生している場合を想定してください。このような状況では、すべての騒音を対象に変動騒音として評価することは妥当な判断です。ただし、特定の施設から発生する騒音が卓越するなどの理由により、個別の防音対策を行う可能性がある場合には、個々の施設からの騒音の測定・評価を行うことが望ましいです。

対策前後における防音対策の効果を定量的に把握することは、技術資料としても非常に価値が高いものです。



4.7 背景騒音の影響に対する補正

背景騒音の補正は、対象の特定騒音と背景騒音を区別しないで測定している騒音レベルの測定値に対して、背景騒音だけの騒音レベルがどの程度の影響を及ぼしているのか、測定中に得られる情報等から推測し、補正の有無を判断することが原則です。その場合でも、対象騒音が定常騒音の場合でも、背景騒音が変動騒音の場合には、騒音レベルの差が 10 dB 未満であったとしても、JIS 規格に記載の通り、背景騒音の真の測定値を得ることはできませんので、補正により大きな誤差を生じる恐れがあります。

一方、実測時間における統計量を用いて、背景騒音の影響に対する補正を行っている事例をしばしば見受けます。例えば、10 分間の実測において、対象となる特定騒音が発生している時間帯での $L_{A5,F,10min}$ が 60 dB とします。その特定騒音は発生していないものの、特定騒音以外の騒音の発生状況は変化していないと見なせる時間帯で測定した場合、すなわち背景騒音の $L_{A5,F,10min}$ が 52 dB とします。両者の差が 8 dB であることから、対象の特定騒音だけの $L_{A5,F,10min}$ を 59 dB と評価している事例を見かけることがあります。

また、特定騒音と背景騒音も含めた 10 分間での実測において、 $L_{A5,F,10min}$ が 65 dB、 $L_{A95,F,10min}$ が 54 dB の場合、対象となる特定騒音だけの $L_{A5,F,10min}$ をそのまま 65 dB と評価している事例も見つかります。これらの補正は、一見すると正しいようにも思えますし、間違っていないこともあります。しかし、以下の理由から補正を行うべきでないことは明らかです。

いずれにしても、定常騒音でない場合には、統計量である時間率騒音レベルの補正に関しては、エネルギーベースに基づくレベル和も原則は成り立ちませんので、エネルギーベースに基

づく補正も適切ではありません、このことは、単純に騒音レベルの最大値（最大値もある意味では統計量です）の測定事例から、簡単な説明を試みます。敷地境界のある地点で、施設 A から発生する騒音が変動騒音として測定され、その騒音レベルの最大値が 70 dB であったとします。同様に、施設 B から発生する騒音も変動騒音として測定され、その騒音レベルの最大値は 72 dB であったとします。この場合に、両施設を同時に稼働するときの騒音レベルの最大値は、当該地点で、施設 A、B それぞれの騒音レベルの最大値が、同時に測定されれば 74 dB になりますが、そうでなければ 74 dB にはありません。

以上、繰り返しになりますが、騒音レベルの統計量ではなく、騒音レベルの測定値に対して、背景騒音の時間変動特性を見定めて、補正が適用できるかを判断することが重要です。

4.8 長時間測定における測定結果の取扱い

その他にも、工場・事業場から発生する騒音を長時間にわたってモニタリングする場合を想定してください。観測時間と実測時間の定義は、JIS Z 8731 にも規定されていますが、50 年以上前の告示では概念すら整理されていません。そのため、実測を複数回にわたり行った場合については、測定結果の処理方法は規定されていませんので、測定者の経験に委ねられることが多い事項です。

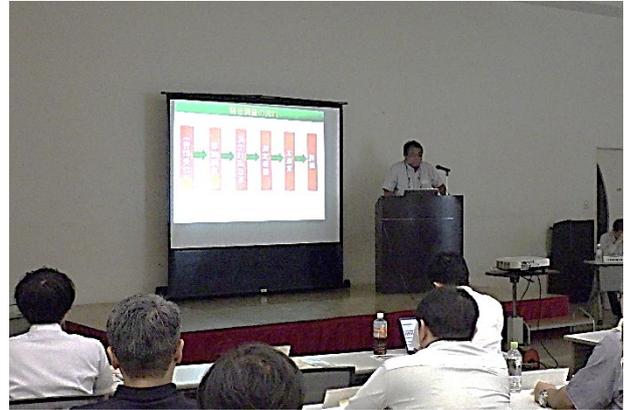
例えば、不規則かつ大幅に変動する騒音を対象に、1 時間にわたり、10 分間の測定を 6 回連続で実施した場合を想定してください。それぞれ 6 回の $L_{A5,F,10min}$ の数値が、測定順に 56.1 dB、60.4 dB、58.9 dB、59.7 dB、54.3 dB、55.6 dB であったとします。この場合に、皆さんであれば、どのようにして測定結果を算出しますか。

ところで、特定工場等や特定建設作業を対象とした騒音の大きさ（測定結果）は、原則として、騒音が発生している時間帯における評価です。そのため、騒音が発生していない時間帯における評価は考慮せず、安全側の観点から、騒音がなるべく大きい時間帯における評価が必要とされます。そのことを踏まえると、筆者であれば、2回目の測定で得られた60.4 dBを用いて評価を行います。ただし、この一連の測定における、測定時間は10分間となっていますが、本当に10分間でよいとは限りません。複数の施設が稼働している場合も含めて、一連の作業の開始から終了までの実時間（以下「作業時間」と記す）を踏まえて、作業時間より短くなるように測定時間を設定します。そして、設定した時間内における測定結果が最も大きくなるような時間帯を抽出し、結果を算出します。

4.9 騒音測定結果の表示方法

本節では、測定結果の表示方法を整理します。特定工場等、特定建設作業に関するいずれの告示においても記載はありませんので、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」を参照にします。同マニュアルでは、最終的な測定結果の表記は、小数点一桁以下を四捨五入して整数表示とします。そして、規制基準と対比する場合には、整数化した騒音レベルを用いて行うことに

なります。前章で示した60.4 dBの場合には、整数値とした60 dBを規制基準と対比します。そのため、規制基準が60 dBの場合には、規制基準に適合していることとなります。



筆者（横島アドバイザー）

5 おわりに

特定工場等及び特定建設作業に関する騒音の測定・評価に関しては、環境基準における測定・評価マニュアルのように、測定者が参照できる公的な技術資料は公表されておられません。そのことを踏まえ、安定した測定・評価に資することを目的に、注意点及び留意点を整理しました。このことが、地方公共団体、特に市区町村環境部局の担当者にとって、測定・評価に対する理解を一層深めることにつながり、日常業務の一助となれば幸いです。

<参考文献>

- [1] 横島潤紀「地方公共団体における騒音・振動・低周波音に係る苦情対応について」日本音響学会騒音・振動研究会資料、N-2025-15 (2025).

特集

< 参考 >

「神奈川県環境科学センター」公式ホームページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/b4f/index.html>



環境省の環境基準やマニュアル等は以下の URL からご覧いただけます。

環境省ホームページ「騒音対策について」

<https://www.env.go.jp/air/noise/noise.html>



ウェブ会議を活用した調停期日顛末記

公害等調整委員会委員 若生 俊彦

(元富士通(株)シニアアドバイザー、元総務省総務審議官)

1 はじめに

都道府県公害審査会（以下「審査会」という。）の行う調停手続へのウェブ会議の導入については、昨年6月に開催された公害紛争処理連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）において、その積極的な導入が提唱され、その際に示された様々な懸念については、私なりに整理したものを令和6年11月号に「公害調停IT化のすすめ」として寄稿した。

本年5月に開催された連絡協議会においては、審査会の取組状況が報告され、ウェブ会議の検討・導入がある程度進んできている状況が見て取れたが、その具体的な内容をみると、調停委員・事務局・市町村間の会議で実施したというところにとどまっており、当事者が参加した調停期日をウェブ会議で実施した例はほとんど見られなかった。グループ



討論の際の意見でも、当事者のウェブ参加、なかんずく代理人が付かない当事者本人のウェブ参加には消極的な意見が多

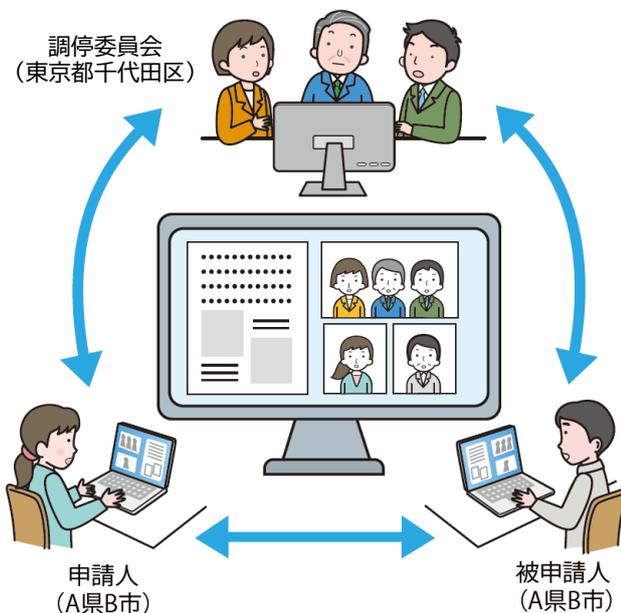
かった。ウェブ会議に不慣れな当事者の参加により期日が円滑に進行できるか、対面により直接働きかけないと説得が難しいのではないか、情報漏洩のおそれなど規律が保たれないのではないかとといった不安がなお払しょくできないようである。

一方で、公害等調整委員会（以下「公調委」という。）においては、ほとんどの期日、ヒアリングにおいて当事者を含めたウェブ会議が実施されており、これは代理人が付いていない場合でも例外ではない。公調委では、もはや当事者を含めた期日等のウェブ会議が常態であり、こうした方式を前提に、いかに効果的に審議を行うかが模索されている。令和4年からウェブ会議の導入を始め、令和6年4月に委員会規則を改正し、正式にウェブ会議を位置付けたことを考えると、短期間において一挙に導入が進んだということができる。

そこで、公調委において実際にウェブ会議をどのように運営しているか、私が携わった事例の中で特に代理人が付かない当事者本人が参加している事例を中心に紹介し、ウェブ会議の導入に躊躇している審査会の皆さんの参考に資したいと思う。

2 当事者のウェブ会議参加により調停を実施した事例

令和7年8月号に「行政ADRの強みと特色を生かした実践例」というコラムが掲載されているが、この事例が、直接私が携わった事例の中で、申請人、被申請人とも代理人が付かず、ウェブ会議で調停期日を開催し、成立に至った事例であり、事案の内容や経過を改めて説明する必要もない（事例の詳細は前記コラム参照）ので、この事例を中心にウェブ会議の活用に焦点を当ててその顛末を紹介することとしたい。



ウェブ会議による調停期日イメージ

まず、審査会との運営の違いとして、公調委の場合、調停期日が開催されるのは審議の後半となることが多いということに留意していただきたい。この事例もそうだが、まず裁定申請があり、当事者ヒアリングや現地調査を経て、裁定委員会が調停による解決が相当であると判断して職権により調停手続きに付し、期日が開催されるという運びとなることが多い。したがって、委員がウェブによる調停期日において

初めて当事者と接するということは稀で、この事例でも私が受命で現地調査に立ち会っており、その際、申請人とは対面で接している。この時点では、残念ながら被申請人の協力を得ることができず、直接接することができなかったが、その後事務局でウェブ会議により申請人、被申請人それぞれとヒアリングを実施し、そうした前裁きを経て調停期日の開催に至っている。やはりウェブによる調停期日を円滑に進行するためにはこうした事前準備とそれを通じた当事者との信頼関係の構築は必要ではないかと考えている。審査会の場合、事務局の体制の制約もあり、こうした事前準備を十分行うことが難しいかもしれないが、本件でもそうだが、調停委員の中から受命により対応可能な委員をあらかじめ選定し、前裁きをやってもらうということも考えられる。これは必ずしもウェブ会議に限ったことではないが、受命委員の活用による機動的な進行は一考に値すると思う。

第1回調停期日は、公調委側は調停室から参加し、申請人は自宅兼事務所の一室から、被申請人は勤務先の事務所からそれぞれパソコンで参加する方式で実施することとなっていた。しかし、被申請人が急遽出席できなくなり、被申請人欠席のまま期日を開催した。冒頭、これはウェブ会議においては必ずやっていることだが、申請人に対して、どこから参加しているか、周りに誰もいないかを確認し、この手続きについて録音・録画が禁止されていることを伝えた上で具体的な審議に入った。今回の期日の目的は、申請人に対し調停による解決を説得することであり、このため、測定結果の解釈や裁定になる場合の見通しなど詳細にわたり説明し、調停による方が申請人にとっても利がある

ことを説明した。申請人の大筋の理解を取り付けるまで、ウェブを通じてかなり機微にわたるやりとりを行ったが、特にウェブを通じることによる支障を感じることはなかったと思う。

当日欠席した被申請人に対しては、翌々日に急遽受命委員によるヒアリングをウェブ会議で実施し、調停による解決について説得することができた（なお、このヒアリングを迎えるに当たっては、被申請人から駐車中の自動車内からスマホによるウェブ会議の参加の希望があり、これを認める方向で準備を進めていたが、結局被申請人の事務所のパソコンからウェブ会議に参加することとなった。）。第1回期日において申請人が調停に応じる意向を示してく

れたので、その機を逃さず時間を置かずに両当事者を調停のテーブルに付かせることが肝要と考え、被申請人の隙間時間を押さえてウェブ会議を設定したものである。第2回調停期日は第1回調停期日の約2週間後にウェブ会議で開催することとし、期日までの間に調停案についてはそれぞれ事前に調整を進めた。期日当日は、被申請人が申請人との画面上でも同席をできるだけ避けたいとの意向を示していたこともあり、まず、それぞれ別個に事前に送付した条項案を公調委と画面共有しつつ内容確認を行い、最後に両当事者同席の下で、調停案を画面に映した上で読み上げ、異存のないことを確認し、調停成立となった。



ウェブ会議による調停期日（イメージ）

3 ウェブ会議の強みと特色

上記ウェブ会議の顛末を通して、ウェブ会議による調停の強みと特色を整理してみた。

まず、ウェブ会議で調停を行うといっても、すべての手続きをウェブ上のやりとりだけで完結するものではなく、現地調査など対面で接する機会も生かして手続きを進めることが重要であり、対面とウェブをうまく組み合わせる柔軟に手続きを進めていくことが肝要である。特に代理人が付かない場合には、当事者との信

頼関係を築く上でもそうした工夫は有効である。

次に、上記顛末の通り、ウェブ会議では、拘束時間が比較的に短いため、かなり柔軟に日程調整ができ、機を逃さず解決までスピード感を持って調停を行うことができる。また、本事件の場合、当初、被申請人は調停手続きへの参加に消極的であり、被申請人の負担の少ないウェブ会議によって参加へのハードルを下げたことが、調停成立に繋がった面があるものと考えて

いるが、こうした当事者の負担軽減効果もウェブ会議のひとつの特色である。

さらに、両当事者とも代理人が付かないケースでは、申請に至る経緯からお互いに同席を避けたいということもあり得るが、ウェブ会議であればお互いに対面で会うこともないし、ウェブ上での同席も最小限に抑えることが可能である。これは、当事者の心理的負担の軽減につながるものである。

なお、本事例では両当事者とも仕事でパソコンを使用していると思われ、パソコンの操作に問題はなかったが、別の事例では高齢の申請人

がスマホから参加したケースもあり、この場合、予め、事務局で接続の仕方などを丁寧にレクチャーすれば高齢者でも問題なく対応できるものである。

今回とは別の事例であるが、申請人が健康被害を訴えているケースで、健康上の理由から申請人本人が期日に出頭することが難しい場合でも、ウェブ会議であれば申請人本人の参加が可能であり、こうしたケースでは申請人の手続きへの参加をウェブ会議によって保証することができるのではないかと考えている。

4 おわりに

以上、ウェブ会議による調停の実践例を紹介し、その強みと特色を整理したが、実際にやってみて、対面での実施とそれほど違いがあるようには思われず、むしろその特色を生かして効果的に実施することができるのではないかとというのが偽らざる感想である。

審査会においても、本稿も参考にいただき、調停手続きにおけるウェブ会議の活用について積極的な検討を是非お願いしたい。



【参考】

本記事内で紹介している過去の機関誌「ちょうせい」の記事については、以下の URL をご参照ください。

○機関誌「ちょうせい」第 119 号（令和 6 年 11 月）

寄稿「公害調停 IT 化のすすめ - 調停手続へのウェブ会議導入に向けて -」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000978731.pdf



○機関誌「ちょうせい」第 122 号（令和 7 年 8 月）

コラム「行政 ADR の強みと特色を活かした実践例」

https://www.soumu.go.jp/main_content/001027487.pdf



公害紛争処理制度の国民利用を促進するために

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、公害でお困りの方が必要なときに必要な情報に接することができ、公害紛争処理制度を利用していただけるよう、様々な広報を実施しています。

今回は、将来の法曹界を担う方々、地方公共団体職員の皆様への公害紛争処理制度の周知・利用促進のための活動についてご紹介します。

1 インターンシップ（就業体験実習）の実施

公害等調整委員会では、法曹関係の皆様及び将来の法曹界を担う方々への公害紛争処理制度の周知・利用促進のための活動のひとつとして、法科大学院生を対象としたインターンシップ（就業体験実習）を実施しています。これは、総務省において実施する、大学・大学院に在籍する学生を対象としたインターンシップの一環として、実施するものです。

今年度は、令和7年9月8日～12日まで実施し、上智大学法科大学院から1名を受け入れました。インターンシップの実習生（以下「実習生」という）へ向けたプログラムとして、公害紛争処理制度・都道府県公害審査会に関する講義、環境行政に関する講義などを実施するとともに、行政ADRの強みと特色を活かした実践例の紹介などを盛り込んだプログラムを提供しました。



（講義の様子）

また、騒音・低周波音に関する講義及び実習では、騒音、低周波音に関する基礎的な説明のほか、実際に計測機器を使用した騒音測定の実験学習が行われました。



（騒音測定の実験学習の様子）

実習生にとっても、将来の法曹界を目指す立場として、公害紛争処理制度を学び、またその現場を体験することができる貴重な機会となっており、大変好評でした。

公害等調整委員会では、今後も、将来の法曹界を担う方々を対象とした活動として、司法修習生や法科大学院生へ向けた公害紛争処理制度の周知のための活動を行い、制度の利用促進に努めて参ります。

公害紛争処理制度の国民利用を促進するために

2 公害紛争処理制度の説明会の開催について

公害等調整委員会では、地方公共団体職員の皆様への公害紛争処理制度の周知・利用促進の活動として、都道府県主催の研修会等に公害苦情相談アドバイザーを講師として派遣しています。

令和6年度には実施日順に宮城県（2回）、大分県、大阪府、栃木県、東京都、新潟県、福岡県の7か所に派遣いたしました。

併せて、公調委職員による公害紛争処理制度の紹介も承っております。

去る10月21日（火）には、新潟県にて「令和7年度環境行政研修会」が開催され、公害苦情相談アドバイザーと公調委職員を派遣いたしました。公害紛争処理制度の説明や公害苦情相談アドバイザーからの講演に加え、騒音・振動苦情等の事例に関するグループ討論が行われ、活発な議論が交わされました。

ほかの地方公共団体の皆さまにおかれましても、公害苦情相談アドバイザー等派遣の御希望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



上野アドバイザー



新潟県「令和7年度環境行政研修会」の様子

公害苦情相談アドバイザー及び公害等調整委員会事務局職員の派遣については、以下の担当にお問合せください。

担当名： 公害等調整委員会事務局 総務課 指導連絡係

電話番号： 03-3581-9601

メールアドレス： shidou@soumu.go.jp

公害苦情処理を通して感じること

福井県越前市環境農林部環境政策課主事

すずき まさき
鈴木 正樹



福井県のほぼ中央に位置する越前市は、平成17年に武生市と今立町が合併した人口約8万人の豊かな自然環境に恵まれた製造品出荷額が県内1位のモノづくりのまちです。本市は、東部を越前中央山脈、西部を丹生山地、南部を「越前富士」と呼ばれる日野山などの400～700m級の山々に囲まれており、その中央に武生盆地が開け、日野川が南北に貫流しています。市域面積から道路や河川を除いた面積のうち、約65%を山林と田で占めており、豊かな里地里山が存在しています。豊かな自然の象徴として、環境省によるレッドデータリストの「絶滅危惧IA類」に指定されたコウノトリも生息しており、生物多様性や自然再生のシンボルとして掲げ、自然や生きものと共生しています。近年では、脱炭素化への取組にも力を入れており、全国でも例がない現役小学校の使わなくなったプールに太陽光パネルを設置するなど環境に優しい越前市を目指して市内外に積極的にPRしています。



市の鳥「コウノトリ」

また、本市は古くから産業のまちとして発展し、現在も越前和紙、越前打刃物、越前箆笥などの伝統産業や電子部品などの先端技術産業などの幅広い産業が集積しています。令和6年3月には北陸新幹線金沢・敦賀間の延伸に伴い「越前たけふ駅」が開業し、東京駅から約2時間30分と首都圏からもアクセスしやすくなった越前市に是非、足を運んでみてください。



現役小学校のプールに設置された太陽光パネル

さて、本市での公害苦情相談等は環境農林部環境政策課で対応しています。典型7公害の騒音や悪臭等の相談は、年間60件程度寄せられています。私は今年4月に市役所へ入庁し、公害苦情処理業務に従事していますが、入庁当初には苦情処理は法令に従って誤った行為を適正に指導するような、型に嵌った対応で解決できるはずと考えていました。しかし、実際に公害苦情処理を行ってみるとほとんどの場合が法令に反することでなく、双方の主観の相違が原因で

あると痛感しています。そのため、私が公害苦情処理業務で心掛けていることは、俯瞰的立場で双方の意見をよく聞くことです。その上で、解決のために何ができるか、どこを解決の落としどころとするかを考えるようにしています。今回は、本市において特に相談の多い「水質汚濁」と「騒音」について、対応状況や苦心していることなどをご紹介します。

「水質汚濁」については、本市の伝統産業の1つである越前和紙の染色から出る「色水」に対する苦情が多く寄せられます。水質汚濁防止法に定める排水基準に適合しているものの、規制の対象となっていない排水の色の見た目から苦情申し立てに発展することがほとんどです。事業者からは「法で制限がないのにコストをかけて改善する意味がない。経営を圧迫するだけである。」「環境に優しい材料を使用しているので悪影響はない。」などの声があがります。一方で申立人からは「色材の不法投棄ではないのか。」「危険性はないというが、検査して確かめたのか。」という声があがります。苦情が発生した場合、現場に向かい発生源の特定、下流域での生物へい死が発生していないか確認を行います。発生原因者に対しては、排水処理施設に異常が発生していないか聞き取りを行い、苦情申し立ての内容によっては原料のSDSの提示をお願いすることもあります。排水の着色に規制はないものの、住民目線では見慣れない色水に驚き苦情が発生してしまうことを説明し、可能な範囲で薄めてから排水することや少量ずつ排出することをお願いしています。また、申立人に対しては、色水に対する法令による規制がないことや現場確認により確認できた事実を説明し、納得いただくように努めます。場合によっては、簡易水質検査キットを用いて異常がないことを確認してもらい、どうしても納得でき

ない場合は、計量証明事業者による水質検査で異常がないことを提示することもあります。市として、できる範囲の様々な手法で申立人が納得できる着地点を探りながら解決に努めています。



伝統的工芸品「越前打刃物」

「騒音」については、工場や工事、生活など種々発生源がありますが、特に多くの相談が寄せられ対応に苦心するのは、騒音規制法で規制のない店舗・事業場からの騒音です。店舗への入荷に訪れたトラック等のエンジン音や金属リサイクル業者の事業場内から響く甲高い金属音は苦情に発展しやすいと感じます。苦情申立人とする「実際に音で困っているのだから、法規制の有無は関係なくやめさせてほしい」との主張が多く、原因者は「法に違反することはない上に、できる限りの対策をとっているためこれ以上はやりようがない」として、双方の主張はどちらも正論で平行線のままです。これを解決するために、音が完全になくなることは無理でもどの程度だったら受け入れてもらえるのか、音が発生する時間帯が苦情の本質なのかなど双方で譲歩できる部分を協議し探します。場合によっては、環境基本法に定める一般地域における環境基準と照らし合わせ、環境基準の数値による合意形成を図ることもあります。

このように苦情申立人・原因者の双方の主張が正しく、一見どうすることもできない事態をなんとかして双方納得させることが、公害苦情処理にあたる職員の腕の見せ所でもあり、やりがいを感じています。そのためにも、何が苦情の本質なのかよく見極める必要があります、双方の主張の聞き取りと俯瞰的目線からの状況把握を心掛けるようにしています。また、事業者と住民の関係性も非常に大切であると感じています。両者の関係が険悪であるがゆえに苦情に繋がるケースもあるため、事業者が地元で溶け込めるような活動をし、住民との信頼関係を築いていくことも重要であると痛感しています。特に新規開業の事業者であれば尚更です。

今後も苦情の解決に至る筋道や落とし所が必ずしも1つでないことに苦慮しつつ、どのような手段を用いて対応できるか上司や先輩職員から知識と経験のアドバイスをもらいながら、日々対応にあたっていこうと思います。難しい案件が解決したときや、時々苦情申立人からお礼を言われたときは充実感に溢れます。

苦情対応から学んだこと

鳥取県鳥取市市民生活部環境局環境保全課主事

こいずみ こうき
小泉 広輝



鳥取市は鳥取県の東部・因幡^{いなば}地方に位置し、千代川^{せんたいがわ}流域に広がる鳥取平野に形成された旧城下町です。日本海に面し、内陸には日本最大級の「鳥取砂丘」があります。あまり知られていませんがサンドボードやパラグライダーなどのアクティビティも楽しめます。観光の王道・砂丘のほかにも市街地の西に広がる「湖山池」^{こやまいけ}は、日本最大級の池として知られ、周囲約16kmの水辺には野鳥や水生植物が豊富で、サイクリングや散策にぴったりのローカルな名所です。また、市北部から東部の海岸線は「山陰海岸ジオパーク」の一部で、砂丘・砂浜・崖・岩礁など多様な地形が連続しています。古来の日本海形成から現在に至る様々な地質が存在し、それらを背景とした生き物や人々の暮らし、文化・歴史に触れることができます。このように自然を感じながらゆったり安心して暮らせるまちです。



湖山池に浮かぶ「青島」

また、県庁所在地でもある鳥取市は、平成の市町村合併により市域が広がり、現在は中核市に指定されております。医療・福祉・環境・都市計画などの分野で権限が高まり、市民サービスの質とスピードが向上していると考えています。さらには、全国各地の田舎暮らしに関する情報等を発信している雑誌にて、鳥取市は、『住みたい田舎』ランキング1位を2回獲得している実績があり、移住地の候補として全国からも注目されています。こういった鳥取市ならではの豊かな自然と都市機能がほどよく共存するまちです。



鳥取砂丘 砂の美術館

さて、私は社会人経験者ですが今年の4月に事務職として入庁し、苦情相談担当として1年目の新人です。私が配属された環境保全課は典型七公害の他に、産業廃棄物関係や湖沼の浄化対策の業務を所管しており、他の課に比べて技

術系の職員の割合が多く、専門性の高い業務が求められる課でありました。さらに今年は前年同時期と比べて環境関連苦情相談件数が2倍以上に増えています。季節的要因だけでは説明しきれない増加と考えており、生活音や建設工事に伴う騒音、なおいに関する苦情が多数となりました。また、そのうちの約9割が法令の規制対象外となる相談でした。そのような事情もあり、自分で納得できるまで、理解出来ていないまま現場に出ることがあり、新人の私にはレベルの高い業務であったと感じています。振り返れば、初めのころは相談者の納得のいく対応に苦戦し、長期化する相談が多くなっていた様子が感じます。そのため、いち早く自分の業務について十分に理解することが必要だと思い、関連する法令について勉強しました。積極的に研修にも参加し、実際の苦情対応にも積極的に現場に出向き、いち早く対応できるように努めました。法令が制定された経緯や目的から理解し、自分の仕事の法的根拠と限界を自分の言葉で説明できるまで自信がついていき、現場にも慣れていきました。

ある程度件数をこなすうちに、法令をしっかり理解することは別の意味でも重要であると感じました。環境行政は事案により事業活動を規制するものです。法令を理解しないまま相談者のみの要望を聞いていけば、規制事項を超えて対応することとなり、職権乱用につながりかねません。苦情対応はその場その場で求められる対応が変わっていき、お話を聞く中で苦情者側により沿って行きそうになる場面もありましたが、法律の目的と内容を忘れず、あくまでも中立な立場で、対応するよう意識するようになりました。その結果、法的根拠を超える要望や不当な対応要求に対しては、「できないことはできない」としっかりとお伝えしご理解いただけ

るようになり、一貫した内容で対応の長期化を防げるようになりました。

とはいえ、「法律に該当しない」と説明するだけでは、解決しないのが現実です。ひとまずは、お話をしっかり聴き、規制の対象外であっても、できることはあると思います。可能な限り現地を確認し、発生状況や時間帯、周辺環境を自分の目で確認し、法に基づく対応はできないけれども、相談に乗り、一緒に問題を解決に進めていく手助けはできます。どこまで相談に乗るのかの線引きが難しいところではありますが、「規制対象外だから対応できない。」と相談を受けた時点で決めつけるのは個人的に違和感を覚えます。先日出席した環境省の研修の中で「原因者と相談者の被害感のギャップを埋める」という言葉がありました。相談者と原因者の間を保ちつつ、事実を共有しながら双方の受け止め方の違いを少しずつ縮めていくこと、これが苦情相談員の役目だと心に刻みました。近年はライフスタイルの変化や地域のつながりの希薄化により苦情相談は増加傾向にあり、さらには価値観の多様化に伴ってこれまでにない新たな相談内容も顕在化していると感じています。だからこそ、規制基準にとらわれすぎず、より広い視点で丁寧に向き合うことが今後も必要だと思っています。経験の浅い私ですが、先輩職員の手も借りながら、適切な対応ができるようになりたいです。



しゃんしゃん祭り

公害等調整委員会の動き

(令和7年7月～9月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日・審理期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
7月11日	令和6年(セ)第5号 羽島市における工場からの粉じんによる健康被害責任裁定申請事件 第3回審問期日	東京都
7月23日	令和6年(フ)第1号 香川県小豆郡土庄町小部地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 第1回審理期日	東京都
8月7日	令和5年(セ)第7号 町田市におけるレンタルスタジオからの低周波音及び振動による健康被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
8月26日	令和6年(ゲ)第7号 大阪市における解体工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件 第1回審問期日	東京都

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

令和7年8月4日受付

受付事件の概要

○ 東近江市における工場からの地下水汲み上げによる地盤沈下原因裁定申請事件

(公調委令和7年(ゲ)第5号事件)

令和7年7月2日受付

本件は、申請人宅に生じた地盤沈下は、被申請人が工場での地下水汲み上げを行ったことによるものである、との裁定を求めるものです。

○ 足立区における工場からの騒音・低周波音による健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

(公調委令和7年(リ)第2号事件)

令和7年7月16日受付

足立区における工場からの騒音・低周波音による健康被害職権調停事件は、東京都足立区の住民2人が、アクセサリー製造等会社を相手方(被申請人)として、申請人らに生じた抑うつ状態、睡眠障害、胃腸障害、体重低下等の健康被害は、被申請人の工場から騒音、低周波音、振動を発生、拡散させたことによるものである、との裁定を求めた事件について、職権で調停に付し(令和6年(調)第8号事件)、令和6年10月29日、調停が成立した事件です。

令和7年7月16日、前記調停事件の申請人から、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出がありました。

○ 横浜市における飲食店からの悪臭被害責任裁定申請事件

(公調委令和7年(セ)第7号事件)

本件は、被申請人が、換気扇を稼働させることにより店舗から調理臭及び生活臭(主としてタバコ臭)を発生させていることで、申請人甲は生活面の被害を被っており、在宅勤務を行う際に臭気により集中を妨げられ、仕事の進捗に支障を来しており、臭気を原因とするストレスにより、申請人乙から八つ当たりをされることがあり、その意味でも被害を被っていること、そして、申請人乙は、仕事部屋が被申請人店舗に近いことから窓を閉めていても臭気を感じており、仕事に集中することができず、収入面にも悪影響が生じているなどとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金合計1100万円等の支払を求めるものです。

○ 富山市における工場からの粉じんによる大気汚染被害原因裁定申請事件

(公調委令和7年(ゲ)第7号事件)

令和7年9月22日受付

本件は、申請人宅に生じた汚染は被申請人が工場で使用したカーボンブラックにより発生したカーボンダストによるものである、との裁定を求めるものです。

終結事件の概要

○ 一宮市における工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第8号・令和7年(調)第6号事件)

① 事件の概要

令和5年8月29日、愛知県一宮市の住民2人から、隣接する工場を所有するプラスチック金型

公害等調整委員会の動き

製造会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求め申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人ら各自宅の屋根等が錆びつく、自動車に鉄粉が付着する、エアコン等の家電製品が故障する等の被害が生じたのは、被申請人が所有する工場から飛散する粉じん（鉄粉）によるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が所有する工場から飛散する粉じん（鉄粉）と申請人ら各自宅の屋根等が錆びつく、自動車に鉄粉が付着する、エアコン等の家電製品が故障する等の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和7年6月12日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び第42条の33により職権で調停に付し（公調委令和7年（調）第6号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。その後、2回の調停期日を開催し、裁定委員会が調停案を提示したところ、同年8月8日に開催した第3回調停期日において、当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了しました。

○ 羽島市における工場からの粉じんによる健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和6年（セ）第5号事件）

① 事件の概要

令和6年4月17日、岐阜県羽島市の住民2人から、建材等製造販売会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求め申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人の運営する工場の近隣に所在した就業先である作業所において、紋紙作成等の業務に従事していた者が、工場から飛散した石綿粉じんにばく露したことにより、悪性胸膜中皮腫に罹患し死亡するに至ったとして、その者の相続人である申請人らが、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金合計3300万円等の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、3回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和7年9月18日、本件申請を一部認容、一部棄却するとの裁定を行い、本事件は終了しました。

○ 周南市における工場からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和7年（ゲ）第6号）

① 事件の概要

令和7年8月15日、山口県周南市の住民1人から、隣接する工場の操業者を相手方（被申請人）として原因裁定を求め申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた長期間の睡眠不足・睡眠不足による歯周病、肥満等の健康被害は被申請人が操業する工場内外からの騒音・振動によるものである、との原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることは相当でないと認

められることから、令和7年9月30日、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結しました。

3 土地利用調整に関する受付・終結事件の概要

終結事件の概要

- 香川県小豆郡土庄町小部地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件
(公調委令和6年(フ)第1号事件)

① 事件の概要

公害等調整委員会は、申請人から香川県知事(以下「処分庁」という。)が行った香川県小豆郡土庄町小部地内の岩石採取計画不認可処分の取消を求める裁定の申請を令和6年10月9日付けで受け付けました。申請の内容は以下のとおりです。

処分庁は、申請人からなされた香川県小豆郡土庄町小部地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、採石法施行規則第8条の15第2項第7号に規定する「岩石採取場で岩石の採取を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面」及び同項第8号に規定する「岩石の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面」を添付していないことを理由に、令和6年7月12日付けで不認可処分を行ったことから、申請人は、同処分は違法であるとして、令和6年10月9日付けで、同処分の取消を求めて裁定を申請しました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審理期日を開催するなど、審理手続を進め、令和7年9月8日付けで、処分庁が申請人に対して令和6年7月12日付けでした岩石採取計画不認可処分を取り消すとの裁定を行い、本事件は終結しました。

都道府県公害審査会の動き

(令和7年5月～9月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
香川県 令和7年(調)第1号	養鶏場からの悪臭被害防止請求事件	R7.7.7
宮崎県 令和7年(調)第1号	工事現場からの騒音・振動に係る損害賠償請求事件	R7.7.10
山梨県 令和7年(調)第2号	食品工場からの悪臭防止請求事件	R7.7.17
神奈川県 令和7年(調)第2号	隣家からの騒音等被害防止及び損害賠償請求事件	R7.7.28
高知県 令和7年(調)第1号	隣家からの悪臭防止請求事件	R7.8.13
埼玉県 令和7年(調)第2号	隣家からの悪臭被害防止請求事件	R7.8.29
石川県 令和7年(調)第1号	工場からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	R7.9.8
滋賀県 令和7年(調)第1号	ディスカウントストアからの騒音および低周波音被害防止請求事件	R7.9.9
香川県 令和7年(調)第2号	養鶏場からの悪臭被害防止請求事件	R7.9.17
神奈川県 令和7年(調)第3号	隣接マンションからの騒音被害防止請求事件	R7.9.25

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
東京都 令和5年（調） 第8号 [洋菓子店からの騒音防止請求事件]	東京都 住民2人	洋菓子 2店	令和6年1月31日受付 (1) 被申請人はキュービクル及び冷蔵庫・冷凍庫の室外機からの騒音を申請人が居住する建物内に、午前8時から午後7時まで45dBを超えて、それ以外の時間帯は40dBを超えてそれぞれ到達させてはならない。 (2) 被申請人は、上記キュービクルを申請人が居住する建物から10メートル以上隔離すること。 (3) 被申請人が上記(1)及び(2)の措置を採らない場合、被申請人は令和6年6月30日までに上記(1)記載の全設備を撤去すること。	令和7年5月20日 調停打ち切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。
宮城県 令和7年（あ） 第1号 [エアコン室外機からの騒音等被害防止及び損害賠償請求事件]	宮城県 住民2人	宮城県 住民1人	令和7年3月21日受付 (1) 被申請人は、申請人宅住民一人一人に対し謝罪をすること。 (2) 被申請人は、本件被申請人住所に設置された空調室	令和7年7月23日 あっせん打ち切り あっせん委員は、書面による意見聴取等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断しあっせんと打ち切り、本件は

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>外機から発生している騒音軽減のため、室外機を迷惑がからない場所に移動するか、もしくはエアコンを使用しないこと。</p> <p>(3) 被申請人は、申請人宅住民一人一人に対し、損害賠償及び慰謝料を支払うこと。</p>	<p>終結した。</p>
<p>香川県 令和7年(調) 第1号</p> <p>[養鶏場からの悪臭被害防止請求事件]</p>	<p>特定非営利活動法人</p>	<p>養鶏業者</p>	<p>令和7年7月7日受付</p> <p>被申請人は、鶏糞から発生する悪臭を抑制すること。</p>	<p>令和7年8月26日 調停申請却下</p> <p>調停委員会において、本件申請は申請の要件を欠く不適法なものとして却下するとの決定を行い、本事件は終結した。</p>

(注) 上記の表は、原則として令和7年9月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

ちょうせい 第123号 令和7年11月

編集 総務省公害等調整委員会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

内容等のお問合せ先 総務課広報担当

Tel： 03-3581-9959（直通）

E-mail： kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

近隣騒音や建築工事による騒音・振動に伴う被害なども公害紛争処理の対象になります
紛争を解決するには、まずは相談を

身近にあります、
公害問題解決の窓口



公害苦情相談窓口はこちら

お住まいの市区町村又は都道府県の
公害苦情相談窓口を検索できます。



https://www.soumu.go.jp/kouchoi/complaint/soudan_madoguchi.html

相談窓口で扱われた公害苦情の受付及び処理件数、公害苦情調査結果
報告書として取りまとめています。

詳しくはホームページをご覧ください。

公害苦情調査
結果



<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/main.html>

公害紛争処理制度に関するお問合せはこちら

公調委 公害相談ダイヤル

TEL 03-3581-9959

月～金曜日 10:00～12:00、13:00～17:00

(祝休日及び12月29日～1月3日は除く)

e-mail kouchoi@soumu.go.jp

ホームページ <https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html>

X @MIC_kouchoi



公害等調整委員会

